



三次市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき三次市選挙管理委員会事務局、三次市立甲奴中学校、産業環境部商工労働課、産業環境部環境政策課、産業環境部農政課、福祉保健部高齢者福祉課の行政監査及び定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和元年5月30日

三次市監査委員 升 本 美知子

三次市監査委員 岡 田 美津子



(別紙)

監査結果

1 監査の期間 平成30年10月18日～平成31年3月29日

2 監査の対象

三次市選挙管理委員会事務局

三次市立甲奴中学校

産業環境部 商工労働課

産業環境部 環境政策課

産業環境部 農政課

福祉保健部 高齢者福祉課

3 監査の範囲

平成29年度（平成29年4月から平成30年3月末）における財務事務
及び業務の執行状況

4 監査の方法

財務事務が適正に執行されているか及び業務が法令に基づいて、効率的、
効果的に執行されているかに主眼を置き、現地調査及び抽出による関係書類
の検査照合とともに、関係職員から説明を聴取することにより実施した。

なお、商工労働課・環境政策課・農政課・高齢者福祉課は、補助金・交付
金について重点的に監査を実施した。

5 監査結果

事務処理及び事務執行について、関係書類等を監査した結果、おおむね適
正に処理されていると認められた。

なお、軽易な指摘・要望事項については、それぞれ監査の過程において触
れ、既に処理済みのため省略する。